

固定資産税の納税義務者に関する届出書

令和 年 月 日

御 前 崎 市 長 様

地方税法第9条の2第1項（地方税法施行令第2条第6項）の規定により、相続人の代表者を次のとおり届け出ます。

前納税義務者 (亡くなられた方)	住 所	御前崎市		
	ふりがな 氏 名			◆ 所有者コード
		生年月日 T・S 年 月 日		
	死亡年月日	令和 年 月 日		
新納税義務者 (代表者)	住 所	前納税義務者に同じ 電話 — —		
	ふりがな 氏 名	該当する場合、○印をつけてください。		代表者※
				◆ 所有者コード
	前納税義務者との続柄	生年月日 S・H 年 月 日		
登記予定年月日	配偶者(夫・妻)・子・その他()			
令和 年 月 日				
【注意】令和6年4月 1 日から相続登記の申請が義務化されております。				
備 考 ※代 表 者 固定資産税については、相続人が決定されていない場合、相続権者全員が連帯して納税義務を負うものとされていますが、課税手続き上連帯納税義務者の代表者を届け出ていただくものです。 該当する資産(相続する資産)の相続登記(名義の変更)が完了するまでの間、市からの書類を受領してくださる代表者を届け出ていただくものでもあり、相続する資産の相続権を決定するものではありません。 転居の届出 …… 新納税義務者が住所移転（市内外問わず）された場合は必ず市役所税務課に届け出てください。 口座振替 …… 口座振替を希望される方は、市役所税務課または指定金融機関にて手続きをお願いします。				
◆ 処理欄	処理	確認	☐ 口座() ☐ 収納メモ入力 ☐ 管理人設定 単有・共有・管理人 ☐ 名義変更 ☐ 登記依頼	